

自由民主党東日本大震災復興加速化本部長  
衆議院議員 額賀 福志郎 様

## 双葉町における帰還困難区域の避難指示解除

に向けた重点要望について

(要 望 書)

令和4年4月18日

福島県双葉郡双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉郡双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町では令和2年3月に一部区域の初めての避難指示解除が実現し、復興に向けて新たなスタートを切ったところですが、解除はあくまでごく一部区域に留まり、双葉町は未だに町民全員が避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

関係各位のご尽力もあり、本年6月以降の特定復興再生拠点区域の避難指示解除までたどり着くことができました。それでもなお帰還困難区域が広範囲に残り、昨年8月に政府の原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定され、「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進める」とされており、一定の前進であると受け止めていますが、具体的な見通しは詳細には示されていません。

また、双葉町は言うまでもなく、大熊町とともに、苦渋の判断により中間貯蔵施設を受け入れている町です。福島第一原子力発電所が立地し、町の96%が帰還困難区域となり、中間貯蔵施設を受け入れている当町は、周辺の他の自治体とは大きく復興のステージが異なっています。双葉町の復興は、まだスタート地点に立ったばかりであり、さらなる復興には帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組が不可欠です。また、帰還困難区域に居住していた町民の避難生活の長期化、高齢化も進んでおり、残された時間は長くはありません。

双葉町の抱える帰還困難区域の避難指示解除、住民帰還が早期に実現し、ふるさと双葉町を一日でも早く取り戻すことができるよう、次の通り切実に要望いたします。

- 1 原子力政策を推進してきた国の社会的責任も踏まえ、住民の帰還が可能となる環境を回復することは国の責務であることを改めて認識し、昨年8月に政府が策定した「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、希望する町民が全員帰還できるように、また、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。

また、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組むこと。

- 2 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき除染等に取り組む際には、安心して帰還できるよう、帰還生活に必要な範囲をそれぞれの生活に即して幅広くとらえるなど、住民の意向を丁寧にくみ取ること。

また、帰還困難区域の円滑な除染に当たっては、基幹となる道路、河川等の除染を行い、放射線量の低減を広範囲において定着させることが重要であるため、道路、河川等のインフラの除染を先行して実施すること。

加えて、帰還困難区域は山林など比較的高線量な箇所が多く残されているなど課題を抱えている。円滑に帰還が実現できるように先行的なモデル除染を実施すること。

- 3 現在、双葉町民は全国の自治体に避難を余儀なくされており、その背景事情は様々である。また、帰還に際しても、生活基盤のある避難先を本拠としつつ、双葉町に週末のみ滞在するなどの多様なパターンが想定される。帰還を促進するため、長期に渡る避難生活の実態に即した帰還形態を認めること。

以上